第９回条例検討専門委員会議事録

日時：平成 22 年 10 月 19 日（火）19：00～21：00
場所：障害者総合支援センター研修室

次 第

1. 開会
2. 議題
   - 前回議事録の承認
   - 第１０回条例について話し合う１００人委員会の報告について
   - 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）の最終報告にむけて
3. その他
4. 閉会

配布資料

① 『第９回条例検討専門委員会』次第
② 第９回条例検討専門委員会　座席表
③ 第８回条例検討専門委員会議事録（案）
④ 資料１　第１０回条例について話し合う１００人委員会議事録要約版
⑤ 資料２　前文案
⑥ 資料３　条例案要綱（案）

出席者

斎藤委員、柴野委員　嶋垣委員、鈴木委員、野辺委員、平野委員、増田委員、
宗澤委員長、渡辺委員、岡村課長、吉野補佐、事務局職員

１ 開会

（宗澤委員長）

○ それでは、「第９回条例検討専門委員会」を開催させていただきます。ここで議題に入ります前に、事務局より本日の資料のご確認をお願い致します。

（事務局）吉野補佐

○ それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日お配りした資料と致しましては、

① 『第９回条例検討専門委員会』次第
② 第９回条例検討専門委員会　座席表
③ 第８回条例検討専門委員会議事録（案）
④ 資料１　第１０回条例について話し合う１００人委員会議事録要約版
⑤ 資料２　前文案
⑥ 資料３　条例案要綱（案）
の以上６点でございますが、よろしいでしょうか。

（事務局）吉野補佐
○ まず、今後の日程の変更について報告させていただきたいと思います。１０月２５日から予定しておりました、パブリックコメントにつきましては、延期することとなりました。実施時期につきましては、１１月の中旬を予定しております。本日、中間報告をもとに事務局で作成した条例の要綱案を配布させていただいておりますが、今回と次回の専門委員会においてご意見を頂戴し、修正を行ったものをパブリックコメントにかけるという方向で進めさせていただきたいと考えております。どうか、よろしくお願いいたします。

２ 議題

前回議事録の承認

（宗澤委員長）
○ 次第に沿いまして、議事の進行をさせていただきたいと存じます。まず、前回の「第８回条例検討専門委員会議事録（案）」につきまして、委員会としての承認を求められておりますが、これにつきましては、今月上旬に本日の委員会の開催通知と合わせまして、事前に事務局よりお送りいただいておりますので、特に修正のご意見がなければ、議事録については承認することといたしますが、よろしいでしょうか。
○ それでは承認することにいたします。

第１０回条例について話し合う１００人委員会について

（宗澤委員長）
○ それでは、議題の２、「第１０回条例について話し合う１００人委員会について」、事務局から説明をお願いします。

（事務局）
○ それでは、お手もとの資料１「第１０回条例について話し合う１００人委員会　議事録・要約版」をご覧ください。第１０回の１００人委員会につきましては、去る９月２８日（火曜日）１８時から「条例の名称、前文、中間報告」をテーマに与野

本町コミュニティセンターにて開催をさせていただき、活発な議論をいただいたところでございます。開催にご協力を賜りました委員の皆様におかれましてはこの場をお借りして改めて御礼申し上げます。

○ 第１０回の内容でございますが、資料１にありますように、ご意見が多く寄せられました。まず、名称については、前回の専門委員会で議論いただいた内容に基づいて、案に対する意見を伺ったところ、「誰もが共に地域で暮らしていくためのさいたま市障害者条例」という案に対し、好意的な意見が寄せられました。ただし、「障害」という文言を入れるかどうかにつきましては、意見が分かれたところでございます。また、「ノーマライゼーション」という言葉については、かなり馴染んできたとのご意見がありました。なお、正式名称に「ノーマライゼーション」という外来語は使うことはできません。今後、名称につきましては、パブリックコメント等を通じ引き続き、多方面からの意見を伺ってまいりたいと考えております。次に、前文についての意見ですが、多くの方には好意的に受け止められたと感じております。「もっと厳しくしてほしい」というものから「シンプルでよい」といったように、幅広い意見が寄せられました。ただ、「文章が１００人委員会の議論と乖離している。もっとさいたま市カラーが出ても良いのでは。」という意見がありました。

○ つづいて、中間報告に寄せられた意見をご紹介いたします。総則の部分では、「『合理的配慮』は権利条約の神髄なので、絶対に外さないでほしい。」「『障害者基本法』、『障害者自立支援法』は今後、廃止や改正になるのだから載せるのはいかがなものか。」といった意見がございました。

○ 次に、障害者の権利を守るための規約の部分では、「差別を訴える入り口が重要。条文で明記すべき。」「フローチャートにある虐待や差別に対する申告、申し立て、対応の体制をすぐに作り充実させてほしい。」といった意見がございました。

○ 障害者の地域生活に関する権利規約の部分では、「医療、家族支援の項目の追加を希望します。」「市は『障害者が住みたい地域で』生活することができるようにという表現にしてほしい。」といった意見がございました。

○ 障害者の自立及び社会参加に関する権利規約の部分では、「就労に関する内容が少ない。個々の障害特性に応じた就労支援を行ってほしい。」「就労の実現に向け、通勤、通学の保障をしっかりとしてほしい。」といった意見がございました。

○ 障害児・者の発達に関する権利規約の部分について「障害児・者の『発達』ではなく、『教育』に変えてほしい。」「教育分野でどんな手立てがなされるのか不安がある。」「受入側の支援体制がどう整えられるかが大きな問題としてある。しっかり対応していくことが必要。」といった意見がございました。

○ つづいて、条例の推進体制については、「障害者施策推進本部の本部長に市長とあるが、名誉職で終わらせず、市長として権限を発揮し、推進に直接かかわってほしい。そして、条例の実効性を高めてほしい。」「全庁的な取り組みがどのように図られる

のか不安。全庁的に理解を進め、チェックしていくことが大事。」「年に１回でも１００人委員会のような集まりを持ち、条例について話ができるといい。」「見直し期間５年の再検討を希望。」といった意見がございました。

○ 以上が、第１０回条例について話し合う１００人委員会の議題に寄せられた御意見でございます。

（宗澤委員長）

○ ありがとうございました。それでは、ただいまの１００人委員会についての説明に関しまして、何かご質問、ご意見ございますか。

（宗澤委員長）

○ それでは、かなり総括的なご意見を第１０回の１００人委員会では頂戴したと受け止めております。それを最大限条例案に反映し、検討専門委員会で最後まで練り上げていくことを目標に努力を傾注したいと考えています。

障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）の最終報告にむけて

（宗澤委員長）

○ それでは次の議題に移ります。議題の３、「条例案要綱（案）について」事務局から説明をお願いします。

（事務局）

○ 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）の最終報告に向けて説明します。まず始めに、このたびは資料の作成が遅れ、当日の配布となってしまったことをお詫び申し上げます。それでは、資料３の条例案要綱（案）について説明いたします。

○ 前文は、従前のものを、少し整理して、条例で使用できる漢字に置き換えたものとなっております。本日配布した、資料２の前文案および修正案と合わせて後ほどご意見をいただければと存じます。

○ 続きまして、総則について説明いたします。まず、目的の規定ですが、中間報告では国連の障害者権利条約を踏まえてとの文言がありましたが、条例では批准していない条約の文言は使用できないという決まりがありますので、削除しております。ほかには、下から２行目に「権利の主体である障害者」という文言を追加し、目的に障害者が権利の主体であるという規定を置くことといたしました。

○ 続きまして、定義について説明いたします。変更点といたしましては、市民の定義を追加しました。また、障害者とは別に障害の定義を設けるとともに、障害者の定

義を中間報告の考え方どおりに包括的な定義としております。また、合理的配慮についても定義をおきました。差別の定義につきましては、市民の皆様にも何が差別となるのかということについて知っていただく必要があると考えられることから、ひととおりの類型を示し、最後に包括的な規定を置き、例示列挙という形にさせていただいております。続いて、虐待の類型を定義のところに移動しました。また、性的自己決定権とセルフネグレクトについても文言を盛り込みました。同様に、後見的支援を要する障害者につきましても、定義することといたしました。

○ 次の基本理念については、「障害者を含む市民」という文言を改め、単に市民といたしました。これは、主語としての市民には当然障害者も含まれるためですが、第１項の２行目に「障害者を含むすべての市民が」とあるように、強調したい場面においては従前の文言を残してございます。

○ 次の市の責務につきましては、障害者自立支援法の文言を削除し、２項に分かれていたものを１項にまとめました。市民の責務につきましても２項あったものを１つにまとめ、文言を整理いたしました。

○ 次に障害者の権利擁護について説明いたします。規約という言い方は条例では使えないとのことですので、ここでは省いております。まず、中間報告では障害者施策推進協議会の下に権利擁護委員会を作るという形で進めて参りましたが、障害者基本法の受任の範囲を超えるという指摘があり、施策推進協議会の条例を改正する必要が生じることから、障害者の権利に関する委員会を新たに設置し、施策推進協議会とは別の審議会を設けることといたしました。また、これまで設置根拠が薄かった障害者生活支援センターを新たに条例設置のものとし、障害者の相談を最初に受ける窓口として、権利擁護の仕組みの中に位置づけることといたしました。以下、申立て、事案の調査、助言及びあっせん、勧告、勧告の公表といったところにつきましては、手続きに関する条文として整理をさせていただきました。つづきまして、障害者への虐待の禁止等につきましても、文言を整理させていただくとともに、通報義務を追加いたしました。また、障害者に対する後見的支援につきましても、条文を整理させていただきました。

○ 続きまして、障害者の地域生活の支援について説明いたします。こちらにつきましては、まず、地域自立支援協議会を条例に位置づけることから、規定を詳細化いたしました。７ページ下の障害者の住まいの確保につきましては、「障害者が自ら選択した地域で」という文言を追加しました。８ページの情報伝達及び意思疎通が困難な障害者に対する配慮につきましては、相互的な情報利用という文言を双方向の情報伝達と改めました。

○ 次に障害者の自立及び社会参加の支援につきましては、文言の整理をさせていただきました。

○ つづきまして、障害者の発達の支援及び教育の充実について説明いたします。中間

報告では障害者の子育ての支援とさせていただいていたところを切れ目のない支援の実施と見出しを変更いたしました。また、障害者に対する包括的な教育の実施につきましては、これまで包摂的とさせていただいたものを包括的と改めました。第２項につきましては、「障害者が属する地域の学校において」という文言と「合理的な配慮を行う」という文言を追加しました。また、教職員に対する研修を規定しました。

○ つづいて、雑則についてですが、文言の整理とともに、表彰の条文を追加いたしました。

○ 変更点は以上でございます。よろしくお願いいたします。

（宗澤委員長）

○ 事務局にお尋ねしますが、前文も含めてということでしたが、この点についてはご説明をどのようにいたしましょうか。

（事務局）

○ こちらの前文につきましては、資料２の表に当初の案、裏面に修正案ということで、第１０回条例について話し合う１００人委員会や前回の条例検討専門委員会で指摘されたものをもとに、柴野委員に修正をお願いした。前回と変った部分は、まず１点、「心豊かな生活をする」が「人として豊かに生活をする」と文言を改めた。

（柴野委員）

○ 私が説明します。こちらの修正案がいいかどうかは別として、意見があったので、意見の通りになるべく変えてやってみた。意見の中には分からない意見もあったのですが、その意見に沿うとどうやって書けば良いのかわからないので、そこは、原則前の案のままにしてあります。「心豊かに」というのは賛成意見もあったが、もっと違う意味があっていいのではということで、「人として豊かに」と変えた。

○ ２点目、「誰もが、自らの決定・選択に基づいて、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画する権利を有している。」に「本来」というのを敢えて入れた。これは、実態としては、自らの決定・選択に基づいて、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画する権利がないんじゃないかということがあったので、でも、「本来あるんだ。」ということで、現実と違うところを表すのもいいかな、というので入れた。

○ ２段落目の最後、当初は「憲法で保障されている基本的人権の侵害となる。」で終わっていたが、宗澤委員長の不可侵性、平等性の話もありましたし、１００人委員会の意見で権利だけを言うのではなく、もっと義務的なものを入れるべきだという意見もあった。義務として前文に書くのは難しかったので、「障害の有る人にも、障害のない人にも同じようにそれぞれの基本的人権を有しており、それは、誰も侵すこ

とができない。」ということで反射的に義務的なものを入れました。

○ 第３段落目はもっとも評判が悪く、ここでも評判が悪かった。長文でしたので、敢えて切っている。切った上に、宣言するというのも、もっと明確にしたほうがいいということで、最初に「障害を理由とするいかなる種類の差別のない社会をここに宣言する。」とし、宣言した、「そのめざす社会は、人として当たり前の権利と自由を、障害のある人もない人にも同じように認める社会である。」と断定し、そこで「さいたま市民」という言葉を入れ、「さいたま市民は、障害の有る無しにかかわらず、誰もが、基本的人権の主体であって、社会の一員である。」で、社会の一員である「そのさいたま市民が、誰もが侵すことができない基本的人権の主体として～」ということで、社会と市民という単語の説明を入れ、宣言ということで、文章を４つに分けた。以上です。

（宗澤委員長）

○ ありがとうございました。それでは、前文の修正案の説明も頂戴したので、新しい前文案及び条例案要綱（案）について皆さんからご意見を頂戴します。

（宗澤委員長）

○ いかがでしょうか。私は修正された前文案につきましては、多くの人達にとって分かりやすいという性格が強まり、且つ、これまでご指摘いただいてきた皆さんのご意見を反映しているという点も含めて、基本的に全く異論はありません。前回の案は簡潔で、それとして特に僕は異論がなかったが、修正案はいささか説明的かなというところはあるかもしれないが、皆さんに読んでもらえる前文として、非常にわかりやすく、また趣旨がよく整理されていると感じました。

○ 先ほど事務局から条例案説明の冒頭、第１条、「目的のところで、批准されていない国連障害者権利条約ということが使えない」ということがありましたが、前文には「国際連合で採択された障害者権利条約が目指す」とはっきりということができると思いますので、そういう点も含めて、これは条例全体の前文として、私は気に入っているというか、そういう印象を持ちました。

○ 他の委員の方、いかがでしょうか。

（平野委員）

○ 実は、今、内閣府の障害者制度改革推進委員会で障害者基本法の改正の作業に入っている。結論から言うと、ちょうどこれと同じような議論をしている。今回、議論の１つに「前文をつけよう。」という話がある。障害者基本法を改正し、「趣旨や理念を前文で高らかに入れましょう。」と話している。結果的にこちら（さいたま市の条例）が先取りしている。前文に何に入れるのか決定はしていないが、「障害者が障

害者でないものと等しく、全ての基本的人権の共有主体であることを確認し、障害の有無にかかわらず、国民が分け隔てることがなく、個性と人格を尊重する社会を実現する」というのが前文案として出た。ちょうどこうした国の動きを見るとさいたま市とほぼ同じ。こっち（さいたま市）のほうが先に作業している。前文をつけることもこちらが先に作業している。内容もほとんど、「権利主体として」、「住民として暮らしていく」ということで、国の動きとほぼ同じ方向できている。今の改革の動きとぴったりと合っているという意味では、国を先取りするという本来の位置には来たという感じはしている。

（宗澤委員長）

○ ありがとうございました。国の新しい方向性を指し示す方向でこの前文づくりが先んじているのではないかというご指摘をいただいた。ほかにいかがでしょうか。

（野辺委員）

○ 私は、前文の内容は本当にこの通りでいいと思う。先ほど柴野委員が説明いただいた、修正案後半、「さいたま市は～制定する。」はいくつかの段落で分かれている。このように区切られたほうが私にはわかりやすい。やはり、条例の文章になると、このように句点で区切らないで続けるのかな。慣れないだけなのでしょうか。私はこれのほうが一読してすっと頭に入ってくる。感想です。

（柴野委員）

○ 日本語としてこのほうが絶対分かりやすいとは思います。ただ、前の文章は全部をひっくるめて、それを目指す条例だとなっている。でも、この修正案は、「社会の一員だ。」「宣言する。」と決め、「目指す」に全部かかっていないので、断定的になっている。あとは、宗澤委員長が言ったとおり、押し付けがましく、色々なことが説明されているような印象になってはいる。「理想として掲げて、こういう様がいいよね。」という今までの案に比べると、新しい案は「こうだ、こうだ、だから制定した。」というようになってしまう。だが、これを全部繋げてしまうと前のようにわかりづらくなってしまうので。評判が悪いところだったので改訂案のように変更してみました。他にもさいたま市カラーを出してほしいという意見があったが、「さいたま市カラー」というのがよくわからなかった。「これがさいたま市カラーなのか」というとそうだと思う。

（増田委員）

○ 質問だが、前文は法制局にいってもこのまま生きるのか。

（事務局）
○ 前文は法制課から色々と指摘を受けるところ。全部がこのままいけるというわけではない。

（平野委員）
○ 前文も条例の一部。そういう意味では表現とかは見られる。

（宗澤委員長）
○ これをいじるというほど、度胸のある人はいないのでは。

（柴野委員）
○ 内容は何も間違っていない。「一員ではない。」「権利主体ではない。」と言うのはおかしい。

（宗澤委員長）
○ 「一員ではない。」「権利主体ではない。」というようなことは言いようがない。これをいじるということを、恐れ多くも言う人がいたら、粉砕したい。
○ よろしいですか。特にこれで、前文に関する発言するというわけではありませんので。前文以下の部分について事務局よりご説明いただいた。その点について皆さんの意見を頂戴します。

（嶋垣委員）
○ １００人委員会や色々な中での要望が出て、網羅するということで、権利を考える委員会と支援委員会が条文案に出ているが、さっと読んだだけではイメージがいまいち湧かない。要旨をもう一度説明いただければ。
○ １００人委員会の要望の項目で、医療はどうなのかという話があり、今回のを読むと、支援委員会に医療や保健ということが出ているが、どちらかというと２つの委員会を今後もやっていくというのは、なかなか言葉として条例に落とし込めない部分もあるので、色々なことについては今後、委員会をもとにして、具体的な問題解決をしていくということで入れられたのか、ということを確認したい。

（事務局）
○ 「障害者の権利に関する委員会」につきましては、当初の、権利擁護委員会の名前が改まっただけのものでございます。障害者基本法によると、施策推進協議会は、障害者の計画について調査、審議を行う、障害に関することの連絡、調整を行うという権限を与えられているが、この条例で行われている勧告の請求は調査、審議の

範囲を超えるのでは、という意見もあった。そこで、新たに「障害者の権利に関する委員会」ということで審議会を設置し、差別の問題に取り組む。

○ 「地域自立支援協議会」につきましては、従前から設置されている。障害のある方の支援を行う連携にむけた協議会ということで、国の地域生活支援事業の要綱等にも示されている。ただ、要綱で示されているだけで法律では定義されていないので設置根拠が薄い。自立支援法の改正案では新たに規定するという話であったが、廃案となっている関係もあり、こちらについては、条例でまず最初に規定し、障害のある人の実際の地域で生活していく上での必要な社会資源、支援の方向、もちろん就労についても協議を行っていくということで考えている。

○ ２点目､医療の部分についても色々お話をいただいた｡１００人委員会においても、「医療で福祉を使わなければいけない状況では橋渡しをしてほしい｡」というようなことは多く寄せられた。その条文を探してみると、医療法の第１条２項にそのものずばりの表現がある。法律で既に定義されているものをわざわざこちらの条例に置くのは難しい。差別の具体的なもの、拒否などには触れている。二-5「この条例について『差別』とは、次の各号に掲げる行為をいう。」の（２で「～医療又は福祉サービス･･･の提供を拒否し」というところで、千葉の条例では具体的な医療機関とありましたが、こちらでは類型という形、例示で挙げている。以上です。

（宗澤委員長）

○ 嶋垣委員、今の説明でよろしいですか。

（嶋垣委員）

○ ちょっと理解できない。何回かお話したが、この条例がスタートする時点でうんぬんということもあるが、今伺いたかったのは、支援委員会ということで、私がお願いしているように、医療から福祉へ繋ぐ、福祉から医療へ、福祉から就労へというようなネットワーク的な仕組みが必要だということについては何回かご意見を申し上げた。それに関して支援委員会が機能していくというお考えで入れられたのか。

（宗澤委員長）

○ 私から説明します。さいたま市は全国の自治体の中でも地域自立支援協議会に当初から力を入れてきた自治体です。現在協議会の会長を行っているので、その立場もあってご説明申し上げる。嶋垣委員からご指摘いただいているように、医療と福祉、教育、就労関係とかあらゆる機関のネットワーク、あるいは専門職間の連携を、障害のある人の地域生活支援の必要に照らして改善、向上させていくことが地域自立支援協議会の役割の１つ。もう１つは、今、さまざまな政策がお金をかけずにネットワークで全部カバーしなさいという傾きをもつ場合がある。ネットワークの改善だけでは克服しえないような

社会資源を拡充しなければならない。これが地域生活の中で、障害のある方がニーズとしてお感じになっている社会資源不足の実情があれば、地域自立支援協議会から、さいたま市の施策の立案をするさいたま市障害者施策推進協議会に対して社会資源開発の提案をしていく。そういう仕組みの中でネットワークの強化、改善というところを重要な役割として負うところが地域自立支援協議会です。これの略称が支援協議会というように縮めた文言を冒頭以外では使っています。

○ そのほかいかがでしょうか。

（斎藤委員）

○ 本日の要綱案は、従前の１００人委員会も含めて、検討し敲き台にしてきた中間報告とだいぶ印象が違う。かなり重要な部分で変化があったのではないかという印象がある。大きく２つある。１つ目は、なぜ障害の定義を改めて入れたのか。それから、差別の定義は、１００人委員会ではむしろ、地域生活をどのように権利的に進めていくかというニーズと議論が中心にあり、差別に関して、どんなことをこの地域の中で、これが差別ということの議論はほとんどなされてこなかった。ところが、差別のところは具体的な列記方式で、今まで案にないものが突然出てきている。かなりトーンが違うのではないかというのが、大きな印象としてある。もう少し、そこについてご説明いただきたい。今出てきた、権利委員会や自立支援協議会の位置づけも全体の条例を進めていく仕組みの中ではそういう形では出てなかった。施策推進協議会との関係が文言から落ちてしまっている。にわかに障害者生活支援センターがものすごい重い役割を持って、条例に規定されている。障害者生活支援センターは市で設置して以来、補助金１円も上がっていない。そういう体制の問題を抜きに、ものすごい重要な職務がここに規定されているのも気になる。施策を推進することと、権利委員会や自立支援協議会がどのように関係するのか、出されていた図ともずいぶん乖離があるのではないかと思う。その点をご説明いただきたい。その上でパブリックコメントの延期の話があったが、これを含めて、パブリックコメントにかけるためにも、１００人委員会の認識との乖離があり、パブリックコメントがあり、１２月７日の施策推進協議会で答申というのではちょっと私自身はこれでは自信がない。特に「第三　障害者の地域生活の支援」というのは、ここは、権利規約というのがもともとあって、「ここは権利の規定としてやっていくんだ。」ということで１００人委員会でも議論してきたと思うが、地域生活の支援のところに自立支援協議会が出てきて、総合的な支援ということで項目が続き、どんな支援がとなっていくと、いくら目的のところで、「権利の主体である障害者が」と謳っていても、「本当に権利主体としてこの条例が動いていくのか。」という懸念を持つのではないか。全体的にこの要綱案について、今初めてみたので、もう少し丁寧なご説明をいただきたい。

（平野委員）

○ 事務局が説明する前に、私と宗澤委員長と事務局と相談して決めた部分もありますので、事務局の説明で分かりづらい部分について、私から追加説明をしたい。確かに斎藤委員のご指摘の通り、前回の中間報告からかなりカラーが変わっている。なぜ変ったのかというと、１つは、現実の法制作業があり、制度に落とすために変った。当然私たちが事務局と話す時には、ここで議論しても条例にならないものをつくってもロスになる。条例として通るものにしなければないという作業に入った。差別についても、条例として通る形にしなければならなかった。もっと詳しく説明を。「厳密な規定を入れろ。」という注文もあったので、それを入れざるを得なかった。生活の部分も権利として規定すると条例としては難しい。そういう部分もあり、多少、妥協せざるを得ない部分もあったのは事実。

○ ２番目として、その一方で、「ここだけは何とかして残したい。」という部分を実際に入れたというのがいくつかある。そこの部分が変化になったと思っていただきたい。どのように変えたのか。これが逆に言えば、今回の条例のポイントになる。１つは先ほども言いましたように、１ページ目、目的のところ。前文は先ほど柴野委員の説明にありましたように、画期的なものを盛り込んでいる。条文で、「権利の主体」という部分をはっきりさせる。そうなると、目的のところに何とか入れられないかということで、敢えて言明した。本文で「権利の主体である障害者」というように書き込んだのは市町村レベルでは今回が初めて。他のところでは前文に書いているところはあるが、条文に書き込んだのは初。これができる限界。

○ なぜ定義で障害者を入れたのか。ここにも大きな変化があります。国の議論でも大変揉めている。障害というものを、国が何て書いたか。比べてもらうとはっきりわかる。「障害とは身体障害、知的障害又は精神障害、その他の身体機能の損傷とする」と言明している。つまり、障害とは個人の問題だということで国では検討している。これは医学モデル。今回なぜ敢えてこれを書いたかというと、さいたま市の障害の規定は「社会的な支援を必要とする状態」ということで社会モデルに変えようとしている。国は医学モデルで判断しているが、こちらは違う、社会モデルとして考える。国は「制限されたもの」という表現を使っている。これは個人の問題ということ。「社会的な支援を必要とする状態」というのは社会の問題として切り替えている。こういうことで社会モデルにしようとしている。個人が障害を持っているのが問題ではなく、それを埋めようとしない社会のほうに責任がある。これがＩＣＦの発想。ここに切り換えるために、敢えて入れた。国もこれを入れ込もうとしている。そういう意味では先駆けになっている。この部分は意図的にやっている。障害は個人の問題、できないことが問題ではなく、社会がそれに対して必要な支援をやっているかどうかが問題ということに切り換えようとしている。医学モデルではないように

しよう、というのはポイント。かなり意図的に、隠れた革命を色々とやっている。今日は種明かしをするが。どうしてもここは入れたかった。社会モデルにという部分を。国は身体障害、知的障害、精神障害だったが、さいたま市の条例では発達障害を明記した。それにプラスして、2項で、「社会的支援を必要とする状態にあるもの」ということで、社会モデルに切り替えることを意図しているということをこっそりと入れている。

○ 差別のところも、ここは法令・審査の段階で差別が広すぎる。広すぎることを条例に入れ、後半に取り締まり的なものも入れるので、「取り締まりにかかわることをはっきりさせろ」と法制サイドから当然言われる。これは刑罰を超えるかどうかなども見る。ここの例示については、差別事例集にあったものをできるだけ拾った。普通の例示規定では、「こういうこと、こういうこと」と細かく書くが、ここでは、後半は広い規定にしている。普通は、「みだりに用いること」というようにすごく狭くなる。そうすると狭くなるので、「取り扱うこと、妨げること」というようにお尻は広げている。結果的には幅広になっている。法規側からは細かく規定しろと言われる。前段は細かく言っているようで、後半は広げ、9回の裏、逆転サヨナラホームランになっている。苦し紛れだが入れてみた。例示については、差別事例をできるだけ組み込んでいる。それを入れて、具体的にこういうことを言いますよ、と言いながら、実はもっと幅広いものを対象にしていくという作戦をとっている。

○ 虐待のところ。虐待の法律や虐待の事例と似ていながらかなり変わったこととしては、わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること、というところまではどこでも入っている。これは、本人の意思にかかわらず性の在り方を決め、子宮を取ってしまうというようなことはやらせない。一歩踏み込んだことを入れた。それと(6)「～又は障害者が自らの利益や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っている」これは、セルフネグレクト。こういう状態に追い込んではいけないと、ここにも一歩踏み込んだ。知的障害、精神障害の場合は、特に、周りが自暴自棄にするようなことに追い込むというようなこともある。そういったことまで一歩踏み込んで入れた。ここは虐待事例など発言の中にあったもの。そういった意味では、一見すると気づかないがちょこちょこっとそういう問題を入れ込んだ。

○ 斎藤委員から指摘があった、障害者生活支援センター。お金がついていない。実際やれるか、という指摘はその通りだが、実は、市町村レベルで虐待に対する窓口機関を設置するのは初めて。千葉は中核支援センターをつくり、都道府県で行った。市町村で窓口を設定した例はない。埼玉県行田市は高齢者と障害者虐待の防止に関する条例をつくったが、窓口は市役所。もちろん特別な窓口をつくった。総合福祉窓口というところ。だが、組織については触れていない。今回は組織として明らかにここがやると触れたのは初めて。なぜやったのか。虐待や差別に対しては相談、調整をやらなければならない。障害者の差別や虐待は労働や学校、医療の差別とい

ったように、従来、高齢、児童虐待では福祉の部分でやっていたがそうでないものもある。これはやってはいけないが、市の窓口が差別をすることもあり得る。そこで別の場所に設置しなければならないということも考え、別なものを想定した。

○ ７ページ目。ここを見ると住まいの確保というところで、「障害者が自ら選択した地域」ということを入れた。自ら選択とは、これはまさに自分が決めたこと。自立支援法にも書いてあるが、ここまで踏み込んでやった条例はない。これは条例レベルではどこにも書いていない。一歩踏み込んでいる。

○ ９ページ目。障害者に対する包括的な教育の実施。これはずっと「包摂的な」という言葉を入れてほしい。とあった。「包摂的」というのは法律用語ではない。そのままでは法規で通すことは難しいと言われた。「障害者に対する教育の実施」ではもとに戻る。一歩も前進がない。何とか主旨を通し、尚且つ、将来につながる芽をつくれないか。そこで、「包括」だったら通る可能性がある。これなら、法律で使われている。これだったら条例として通るかもしれない。１００の前進が得られないかもしれないが、５０は前進する。この３文字は画期的。これまでなかった言葉だし、これなら条例として乗っかるという部分をつくってみた。こういう部分があちこちにある。全部は通らないが、新しいことを入れたいと思っている。

○ 「市民会議」というかたちではっきりと位置付けたのは市町村レベルではじめての試み。

○ こういう形で説明しないと見えない部分がたくさんある。細かい点がいっぱいある。斎藤委員の指摘の通り、正直、説明不足は事実。すごくわかりづらくなったのは事実。条例としてできるだけ通る条例にしたい。不本意かもしれないが、何とか通す形にしたい。何とか次につながる芽をつけたい。そういう部分をいくつか入れてみた。それから、先ほどの障害の捉え方のように、目立たないが、明らかに舵を切り替えたいという部分も入れた。１００点満点ではないと思っているし、審査でやっぱりということもあるだろう。議会での議論でやっぱりこれは。と言われるかもしれない。こういうことをあまり言うと、そんなに過激な条例なのか、そんなに大きく変えるのか、と言われるのが怖い。これだけ見るとそんなに変わっていないのではと思われるかもしれないが、先ほど説明した国の基本法よりも、遙かに先を行っているし、他にないものを入れている。それがあまり全面に出てしまうのも恐い。理念的にはそういう部分が本来入っている。これは条例として通った暁には、本にして説明すればいいと思っている。問題はそこをきちっと説明しきれないところに辛さがある。委員長から補足を。

（宗澤委員長）

○ 諸般の情勢を鑑みた場合、例えて言うなれば、最近、毒キノコの事件がよく起きている。美味しそうなキノコに思えて、食べたら毒キノコだったというのもあった。

だから、毒にも薬にもならない条例を望んでいる方が、全然毒が入っていないように見せて食べてもらうように仕上げる必要がある。そこに苦心している。１００点とは申し上げられないかもしれないが、私個人としての受け止め方はこれまでの条例検討専門委員会、１００人委員会の議論の基本線についてはいささかたりとも妥協することなくとりあえずの事務局案までもってきた。

○ 情報保障のところ。8ページ 二十七2で、本来１００人委員会の中で頂いたご意見としては、今、聴覚障害のある方のご意見として、「情報アクセス」という言葉を入れてほしいということだったが、条例文として横文字は使えない。そこで、「相互的な」という言葉を中間報告に入れたが、「相互的な」という言葉も法律用語にない。例えば、そういうケチのつけられかたがあり、「双方向」であれば、今の地デジなど、通信関係で使われている。それで「双方向」という言葉を入れたというように、そういうようにやや技術的な文言の工夫を重ねながら、全体の印象は変わるが、皆さんの願いをこれから実現していくことの足場となる内容をつくるということに苦心した。差別のところについては、平野委員からあったように、差別事例集をもとに周文しているということはあるが、法規から指摘を受け、1つには、「権利を保障する」ということについて、これまで障害のある方のニーズや自立に必ずしも関心の高くなった方にとっては、「あぁ、こういうことはやっぱり克服していかなければならないんだ。」というようなイメージを抱いて頂けるということには活用しよう、しかしながら例示することによって、いささかたりとも包括的な差別みたいなものを薄めることはないように留意しようということで、それぞれの文末を広げていくと同時に、差別規定の一番最後の（７）に包括的な一文を入れ、「（６）までだけが差別ではない」ということを示した。私からの補足は以上です。斎藤委員はいかがでしょうか。

（斎藤委員）

○ わかったような、わからないような。本当にこれがどのように機能するのか私自身は咀嚼しきれていない。ご趣旨はわかった。障害の定義のところで、国の推進会議の中では「継続的に」ということはどうなのかということも議論になった。権利条約に則すれば、身体的と、精神的と、感覚的なというところの機能障害を認めた上での、環境との相互作用という定義になっているかと思う。その辺りがどのように解釈していけばいいのか、ちょっとまだ理解がしづらい。先ほどの権利委員会の位置づけは、まったく独立した機関として、この条例単独となるのか。

（宗澤委員長）

○ 基本的にそうですよね。つまり、条例を根拠に持つ単独委員会。今日に向けて何とかという形で出していますので、今読んで私が思うのは、中間報告の段階では権利

擁護委員会は施策推進協議会のもとにあって機能するということであった。つまり、障害者の権利に関する委員会が独立委員会がそれだけで、独り歩きすることについてご心配のむきもあるとしたら、障害者施策推進協議会との連携、位置づけについても１つ入れておくということも必要かもしれない。つまり、いくつかの権利侵害の事例が障害者の権利委員会の中に集められて総括した場合、これを全体として総括した場合、こういう市の取り組みが必要だということを施策推進協議会に言わなければならないというようなことは必要かと思う。ただ、独立させたこと自体は、先ほど事務局が説明しましたように、単純に障害者基本法上の障害者施策推進協議会の権限を超えるということがあったからで、単独化させることで、何か他に意図をもったわけではありません。

（平野委員）

○ １ページ、障害の定義の「継続」については、結論から言うと、法規との関係で入れざるを得なかった。社会的な支援を必要とするものだけだと一時的なもの。極端な話だと、足をくじいて手すりが必要、でも５分後に治るという人も入ってしまう。そういった意味では、「継続」という言葉を入れないと法規的には通らない。妥協の産物。もう１つは、これでどうするか。継続の解釈をもっと広くみるべきではないか。例えば、難病のように、症状が出る時と症状が出ない時があって、その波も含めて継続的にあるという解釈をとろうということで、今は、同じ状態を継続的にという想定で考えているが、難病のように、波も含めて変化しながら、継続しているという解釈をとり、社会的な支援を必要としている状態、「継続」というのを、幅を持って捉える。解釈も含めてここで何とかつくれないかという意味もある。

（宗澤委員長）

○ 裏舞台の議論の中ではＩＣＦを検討した場合、障害概念に時間軸は一切出てこない。しかしながら、平野委員が仰ったように、「継続性」というものの意味を後から我々が考えられるという意味も含め、既存の法規との整合性をつけて、妥協の産物としてこれを入れる。そんな経緯であった。いずれにしても、末文に、「日常生活又は社会生活を営む上で社会的な支援を必要とする状態が継続的にあるものをいう。」ということを入れているから、医学モデルの継続性に軸足をおいているのではなく、仮に、疾患単位に波があっても、「支援の必要性が継続するもの」ということに力点を置いた表現をしたつもりです。

（野辺委員）

○ 先ほど斎藤委員が、「印象がだいぶ違う」というような感想を延べられたが、私もこの場で条例案を読んで、やはりそういう印象を持った。でも、１００人委員会の意

見がどのように反映されているのか、ちっとも反映されていないのではという不安感や条例案そのものへの不信感が何となく感じられていて、それを私は危惧していた。平野委員の先ほどのご説明で、色々出た意見を反映させたつもりだということで、すべて納得できるまでは読み込めないが、そうか、と思うことは私も感じた。

○ 例えば差別(5)のところで、「障害者若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校を決定すること」は差別にあたるとはっきり明記されていることとか、「自ら選んだ地域において」とか、あるいは色々なところで感じる。

○ 要望だが、前回、最後の１００人委員会には出席できなかったが、議事録を拝見すると、宗澤委員長が、「個人的な意見ですが、もう１度１００人委員会を開きたいと考えている。」とご発言なさっているが、８月３日の中間報告案と本日の条例案要綱(案)はだいぶ違っているところもあるので、やはりもう１回、一般市民の方々や、毎回傍聴し、条例の行方に関心を持っている方々の意見を聞く場を設けたらいいと思うのだがいかがでしょうか。事務局のご苦労はあるかと思いますが、私はもう一度１００人委員会を開催していただきたいし、すべきだと思っていますが。

（宗澤委員長）

○ 中間報告以降の経過、最終案について、皆さんに十分にご理解いただくことについては、私も個人的な意見として１００人委員会の最後に申し上げた通りですし、事務局とも検討してほしい旨、お願いしている。できる限りその方向で検討したいと思っているが、仮に１００人委員会で皆さんに集まってもらってということが時間的にできないような場合でも、この間の経緯の説明と最終案の説明をちゃんとした文章を全員に送るということは必ずしたい。とにかく、趣旨は承った。検討させてくださいということで宜しいでしょうか。

（野辺委員）

○ 例えば文章が配布されても、その文章を読んでの意見や感想はどこへ述べるのか。それはパブリックコメントでしか投げかけられないのか。

（斎藤委員）

○ 私も１００人委員会をもう１度やったほうがいいと思っている。何とか。

（嶋垣委員）

○ 確認したいが、今の議論で噛み合っていないと思うことは、法律用語として、これは絶対使わなくてはだめ、これは絶対使えないという部分があり、その辺のところを相当吟味した上で、極力通せるようにという話しであったと思うが、その部分を

噛み砕いて説明する場として１００人委員会というものが必要なんだということであれば、私もあったほうがいいと思う。ただ逆に、中間報告と要綱案を対比して話すということになると趣旨がうまく噛み合わない可能性がある。当初、解説文をつくるという話があったが、どういうタイミングでつくるのか。

（宗澤委員長）

○ この案はさらに修文していく。これをひとまず、解説文化をお願いしている方がいて、さらにそれをもとに、まだ確定的なことは申し上げられないが、さいたま市教育委員会として、附則につける解説文として、責任を持ってつくってもらう。つまり、小学生にも読めるようにということで、解説文をつくる作業を、１１月の検討委員会までにひとまず案をご提示できるようにはしたい。

（嶋垣委員）

○ 今その話を伺い、それを考えた時に、１００人委員会もう１回やったほうがいいというご提案とパブリックコメントのスケジュールを整理してお話いただいたほうがいいのでは。わたしは、解説文が一緒に出ないと法律的な用語についての規制とのギャップが埋まらない。今、インターネットや電子メールなど当たり前に使っている言葉も、電磁式方式とわかりづらい言葉にすることがある。そういうところを議論しても仕方がない。変えられないものは変えられない部分のところでここまでやっているということをいかに理解してもらうのか。タイムスケジュールや段取りをもう１度整理したほうがいいのではないか。

（事務局）

○ 先ほど申し上げた通り、パブリックコメントの延期は決定しているが、パブリックコメントがいつできるかが正直まだわからず､日程の設定はしづらい｡今のところ、第３火曜日の条例検討専門委員会を行うということでこれは動かさないが、それ以降の答申を行う場である施策推進協議会の日程も変更せざるを得ない。かなりタイトな状況。パブリックコメントについても色々な考え方があり、1 つの考え方としては、答申の後がいいとか、答申の前にやり意見を受けた上で答申したほうがいいという話がある。いずれにしても、１か月で決着させないと厳しい。来年の２月議会に出すことは決まっている。２月であってもかなりタイト。

（増田委員）

○ 皆さんの議論と宗澤委員長と平野委員の説明で少しずつ理解が進んだ。たぶんこれを、１００人委員会のメンバーが理解をして、納得して、みんなで作ったね、と実感にいたるまでにはもっと努力をしなければならない。

○ 内容について。虐待のところで障害者生活支援センターが窓口になるというのは、うちも 3 カ所生活支援センターをやっていて、今の彼らの労働の実態を考えて、山のような問題を支援センターが切り込んでいくのかと考えると、事業者としてやっていけないかもしれないという実感がある。それから文言の中で、事業者というのがいっぱい出てくるので、どのようにイメージしたらいいのかよく分からない。教えていただきたい。

（事務局）

○ 障害者生活支援センターの役割としてお願いすることは、4 ページ 九(1)「十一に規定する申立てに関する支援に関すること」とあるように、差別事例があり、「申し立てをしたい」ということについて支援を行う、それが１点、それから「(2)十二及び十九に規定する調査に関すること」ということで、もちろん差別事例で申し立ての時については、状況を把握するために、また当初の段階でトラブル等があった時に、今までの要綱で権利擁護や生活の調整、斡旋をしてきたと考えていますので、その業務の範囲内を超えるものではない。また先ほど、生活支援センターが虐待の窓口という話があったが、十九「市長は、虐待により、障害者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる」と基本的に市長が、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、立ち入り調査等を行うというような形にさせていただいているものであり、こちらの十二及び十九に規定する調査の部分について、生活支援センターが前面に立って行うというのは、権限を超えているもので、そこを虐待の対応をするというようには誤解しないでいただきたい。通報も市長に通報しなければならないとさせていただいている。虐待に関しては行政の組織が行うと理解していただきたい。ただ、連携の枠組みの中で調査等については、支援課や市の組織プラス生活支援センターが協働で行うということをイメージしてご理解いただければと思います。

（斎藤委員）

○ そうすると、今のところで言うと、自立支援協議会でも、支援課と生活支援センターが協働してやっていくということを何度も確認してきたわけですから、やはり、支援センターだけを特別に位置づけるのではなく、支援課の責務としてということ、行政の窓口としてもきちんと併記して打ち出していただくことが必要ではないかと思う。

（平野委員）

○ ご意見の通りだと思います。実は、作る過程でこのような整理をした。5、6 ページ

に最終的に虐待に関しては、市長レベルの行政的に対応せざるを得ないだろうと。極端な話だと、乗り込んでいくのは市長部局。最終責任をとるのは必要。ただ問題があり、虐待のアンテナを行政だけで持つのがいいのか。アンテナをできるだけ広い形がいい。そうすると、地域生活支援センターにアンテナをはるのがいい。だが、問題として、地域生活支援センターとしてアンテナとしての権限を与えないと、アンテナ効果がない。つまり、地域生活支援センターがそういう調査ができる、介入できるという根拠をどこかでつくらないと、アンテナを広げられない。そういう意味で３，４ページの部分が登場している。そういう関係です。

○ 最後は個人的な意見だが、今の生活支援センターが手一杯でアップアップしているのが現状。実効性を持つのかというとその通り。個人的な意見だが、この状況を打開するためには、このさいたまの障害者支援センターが、国が考えている生活支援センターと違うということを何とか主張できないか。もっと違う機能を持っている。だからお金をつけられないか。国とは違う機能、違う役割を持っているからお金をつけてということをしていかないと。今の財政状況だと、国の規定範囲内でやっていると予算がとりづらい。そこは違う。何が違うかというと、こういうことを規定してやっている。そういう攻めが必要では。

（宗澤委員長）

○ これも私の個人の意見だが、平野委員のご発言のあった最後の部分は全く意見を共有しておりました。国が生活支援センター、相談支援事業に枠づけているイメージは、パッチワークやネットワークで物事を解決しろというイメージが 99.99%。だから安上がりに障害者生活支援センターが使われ続けている。ここに、虐待や差別、つまり地域生活を送る上で権利を守り育むという営みを障害者生活支援センターが担うことで、今ご指摘のあったような状況を積極的に克服していく施策につなぐことができるだろう。あるいは、そうしなければならないということで、私としてはこういう位置づけを設けたという考えがありました。

（斎藤委員）

○ 内容でもう１点。表彰という項目はいるのか。こういう性格の条例の中で。とても権利擁護、差別、人権にかかわる中で、表彰を持って促進するのはどうなのか。なぜこれが必要なのかということは疑問。

（平野委員）

○ これは、積極的に入れてほしいと私が言った。千葉県の条例にも入っている。虐待や差別というのは、権利規約の一面。障害者がよりよく暮らすためには、マイナスをなくすということと併せて、プラスの面を育てていくことが必要。雇用で考える

と、障害者の雇用を受け止めない企業へのペナルティがある一方で、一方で障害者の雇用を積極的にやっていくことを伸ばしていく。この条例全体では、刑法のようにマイナスをやるだけでなく、同時に育成条例、育てていくという考えがあっても良いのでは。障害者に何かやると恐い、というイメージを持たれるのではなく、障害者に対して積極的に取り組めばプラスの面があるということを作らないと、社会参画が進まないのではないか。そこは、表彰というかたちがいいのは議論すべきだが、そういう部分がないと取締法になってしまう。取締法というのが障害者の社会参画がいいのかどうか。そこはやはりある。敢えてこういう形を入れた。表彰という言葉がいいのか分からないが、意図としては、社会参加を進めるには、マイナスだけでなく、プラスに着目し、頑張ったところが評価する。頑張ったところが評価されないと。今までの日本福祉は、施設監査に代表されるように、駄目なところは叩くが、頑張ったところを褒めてこなかった。頑張ったところをちゃんと褒めるということがあることによって、社会参加とかそういうことも進めていく。人間は評価されるともっと頑張る。そういう部分も今回の条例では願いとして入れた。

（野辺委員）

○ その対象は個人、団体、組織ですか。

（平野委員）

○ 全て含めて。

（嶋垣委員）

○ できてから色々なことをやろうと思った時にこういうことを入れておくのは大事ということではないか。僕はそのように理解した。

（宗澤委員長）

○ 私個人としては表彰というのは大嫌い。しかしながら、ようするに、政治家が自分の意図で勝手に表彰してしまうということがないように、この表彰のところでは推進協議会及び委員会の意見を聞かなければならない。あるいは推進協議会及び委員会の委員は、表彰がふさわしい人というのを推薦することができる。そこで、本当に条例のスピリットにもとづいて今後の動きをつくろうと努力してきた人というものを世に知らしめて、そこに光を当てるという形でこの表彰というのがもし使えるのであれば､平野さんが仰ったような趣旨で活かすことができると私は考えました。

（斎藤委員）

○ たくさんご意見があると思う。こういうことは１００人委員会で議論したいところ

ですよね。障害者だけがどうして頑張らなければならないのかと思っている当事者もたくさんいるでしょうし。

（宗澤委員長）
○ これは、障害者の表彰というわけではない。障害者を応援している人達を表彰するという意味。

（斎藤委員）
○ ただかつて、知的障害者の雇用の現場での人権侵害の事件が起きたところは優良企業で県知事表彰があって、という事例もありますから本当にどういう事例でどのようにやるのかは難しい部分がある。

（嶋垣委員）
○ 宗澤委員長が仰ったことから言うなれば、行政が逆に内部組織みたいなものをつくって、例えば神奈川県で、就労関係でたくさん雇用したところを表彰するというのはやっているが、「どこで、誰がそんなことを決めてやっているの？」という形ではなく、こういう形でオープンな形で条例に基づいてやるのであればセーブ機能がかかるので、そういう形であれば入れておいたほうが僕はプラスのような気がします。どうしても毎年何人表彰しなければならないということではないですよね。

（宗澤委員長）
○ そうではない。

（柴野委員）
○ 私はいかがなものか。１つは宗澤委員長と同じかもしれないが、市長から表彰されるくらいなら嫌な感じ。もともと表彰は嫌というのもあり、それはさておいて、私の個人的なものだが、「表彰されるようなことだ」ということを条例で決めてしまうのは嫌な感じ。「当たり前だ」と前文を書いている身としては、「（表彰とあると）何なんだこれは。」と感じる。要は、「あなたはまともですよ。」じゃないが、「当たり前に障害のあるなしにかかわらずやってますよ。」ということを評価する何かがあったほうがいいのでは、ということなんでしょうね。しかも推進協議会で推薦し、市長が表彰するというのであれば、それもそうなのかなと思うが、表彰ということ自体に抵抗がある上に、表彰されるような事柄なのか。ただ、嶋垣委員が言うように、こういう条文があることで、うまく何かに使える余地はあるのかなと思うが。すごく嫌な感じがある。

（嶋垣委員）
○ これは、予算取りのためのテクニックでは。

（平野委員）
○ 僕はご指摘の通り、努力した方を評価していきたい。条例の趣旨を取り締まって実現するのではなく、育成しながらやっていきたい。表彰にこだわらないが、そういう措置をとるということはあっても良いと思う。障害者個人に頑張った障害者を評価するのではなく、条例に沿ってやってくれた個人や組織を評価する。現実論として、市長の表彰はいいかどうかは別として。当たり前のことだけど、表彰することはいっぱいある。典型的なものは、交通安全。交通規則を守って当然だが、そこで表彰される。そこで交通規則を守っていこうという動機付けにもなる。当たり前のものが、残念ながら当たり前になっていないというものに対して、こういうものもあってしかるべき。これでモデルケースがつくれればいい。こういうことをやったということに光を当ててもいいのでは。表彰にはこだわらないが、育成する条例。取り締まる条例ではなくて。「障害者に何かすると怖いんだ」というイメージは作りたくない。「一緒に頑張ることがいいんだよ」という流れをつくりたい。

（宗澤委員長）
○ なかなかまとめ難いが、趣旨としては条例が制定された後、この条例がより地域社会の中で生きていく方向性のものに光を当てる。推進するために表彰という形をとるかどうかは別として、そういう何かを持っておきたいという趣旨だということで、一度事務局とも検討したい。

（斎藤委員）
○ それなら表彰というスタイルよりも、条例を促進し、推進させていく企画やキャンペーンだとか、きちっと条例を推進していくものとして位置づける、それができるようにして、予算もとれるというような位置づけのほうが、例えばアピールグッズでもいいですし、そういうもので広げていくとか、こういう条例があるということを市民に浸透させるとか、何か活用できるとか、イベント的なものにつながるとか、そういうことが促進できるような意味合いのものがいいのではと思います。その中の１つで仮に積極的な顕著な何かがあれば、表彰というものもあってもいい。もっと包括な推進できるようなアイディアがあればいいなと思います。

（宗澤委員長）
○ ご趣旨を受け止めていくように事務局にもお願いしたい。ちょっと私も考えたことがある。ところが９月は障害者雇用促進月間、１１月は児童虐待防止推進月間、１

２月障害者週間がある。イベントもイベントやって意味あるのか？ということがまかり通っている。ここ数十年を振り返ってみると、逆にそういうイベントをやっていることによって、「私達、取り組んできました」というような行政の免罪符になってきたような現実も強く感じる。だから本当に条例を推進していくという魂のこもった何か推進策がとれるような、表彰なのか、推進月間なのかという形よりも、何か推進に取り組めるような何かプラスのものを皆さんのご意見を敢えて総括するとしたら、ここに何か設けることができるといいのだろうというように受け止めて聞いておりました。ちょっと具体的には浮かばないが、とりあえず今日はそのようにまとめさせてください。

○ 他に何かございますか。

（嶋垣委員）

○ すみません、先ほど質問しましたスケジュールについては。

（事務局）

○ スケジュールについて。先ほど申し上げたのは次回１１月１６日において専門委員会の検討期間は終了。その時にパブリックコメントにかける案への合意は得たい。それを受けた後にパブリックコメントを行う。パブリックコメントでは、１００人委員会、タウンミーティングに参加頂いた皆さんに直接送付し、解説文も添付の上、「ぜひ意見を出して下さい。」という形で行いたい。それをまとめたものを施策推進協議会でお出しし、再度ご議論いただいて決定したい。それ以降は法規のこともあるので、また色々な作業もあるかと思うが、最後２月議会に向けて事務局が準備する。

（宗澤委員長）

○ ちょっと確定的なことを申し上げられなくて誠に申し訳ないとは思っている。今、事務局が説明いたしましたような形で当面推移させていただくとしても、どこかで１００人委員会のような形で報告会、説明会みたいなものは。つまりこれは今言えないのは、単純に時間との戦いだけ。他意は全くない。従って、最後の形のところになってしまうかもしれないが、皆様に直接ご報告できるような形はつくりたいと考えています。今日のところはちょっとはっきりと申し上げられないが、このところで、皆さんのご要望は受け止めたいと思っているけれどもということで、本当に実務作業との関係で。ということでご理解いただきたい。

（嶋垣委員）

○ 僕もスケジュールについては、物理的なものもあると思うが、今の説明を聞いたら、

次の専門委員会で話の内容や、解説文もやっている。そのあとにパブリックコメントをやるということであると、僕は文章１００人委員会のようなものをやるようなところで受け止めた。１００人委員会をやったほうがいいという委員の方はどうなのか。

（増田委員）

○ 先週の土曜日の見沼区でタウンミーティングがあったので、私も行って、１４人くらいの方が集まって、市長も前向きに全て受け止めてくれ、非常にいい機会であった。それが１０区にわたって行われる。市長は色々なことに「それは検討します」、「また後ほど」というようなことも含めて対応されているので、タウンミーティングで寄せられた意見も議事録になるということなので、どこかに反映されなければいけないだろう。最後が１１月２１日。条例検討専門委員会の後にタウンミーティングという運びになっている。タウンミーティングの位置づけがどうなのかというのも正直疑問に思うところです。

（宗澤委員長）

○ この施策推進協議会の中に条例検討専門委員会をつくって、１００人委員会を含めて条例づくりの体制を確認した。実はこの予定にタウンミーティングなんて入っていない。つなり、タウンミーティングの日程も我々の関知しないところで決まっている。タウンミーティングは民意ですので、受け止めて反映させる努力はするが、２１日のタウンミーティングが条例検討専門委員会の後にあるというのは、乱暴な言い方をすれば、私の知ったことではない。

（事務局）小暮主任

○ タウンミーティングは障害福祉課の所管ではないが、タウンミーティングで行われたことは、パブリックコメントと同じ効果を持つという形で整理している。当初はタウンミーティングとパブリックコメントがきっちりと重なる予定であったが、タウンミーティングが先になってしまい、違和感があったかと思う。なるべくタウンミーティングとパブリックコメントが被るような時期を設定したいと考えている。何卒ご了解いただきたい。

（斎藤委員）

○ 私は１００人委員会を何とかやっていただきたいと思う。たぶん、ここにくるまでに委員長や事務局に色々とご苦労があったかと思うが、条例に仕上げていく時にみなさんが力をまとめていけるかがとても大事だと思う。そういう意味では、まだまだ納得できていない、不消化感とか、分かんないという意見があっても、あれだけ

１００人委員会に参加し、皆勤賞の方もいる、その人たちを大事にするという姿勢があって、本当に条例として議会を通ってその後根ざしていくという時にも大事な人達だと思う。そういう姿勢をもって物事を進めていったほうが、設定し実施することの実務的な目の前の困難は色々あるかと思うが、その先を考えた時に、その苦労はきちんとしたほうが良いのでは。１００人委員会抜きでこのままで、さらに条例案になるとまたたぶん微妙ニュアンスが変わってくると思う。その時に「え？」という力が湧くよりも、そのことを見通した上で、これから次に向かってどう力を合わせていくかということも含めて確認できるような場として、何とかそれなりのタイミングで設定する必要があるのではないかと私自身は思います。

（増田委員）
○ 私も同意見です。

（野辺委員）
○ 私も同意見です。みんなが集まって話して、他人の意見も聞けるというのが大事だと思います。

（宗澤委員長）
○ 私も同意見です。今の意見は受け止めて、できる限り実現する方向で検討させていただきたい。事務局、今最後に出た意見は受け止めて、できる限りのところで検討するということで宜しいでしょうか。

（事務局）
○ 検討させて下さい。

（宗澤委員長）
○ 前向きに検討させます。

（平野委員）
○ 増田さんからご意見があったと思うが、用語が混乱している。７ページ目、事業者がやっかい。３（1）相談支援事業者、（2）障害福祉サービス事業者、二十五２指定障害福祉サービス事業者、３相談支援事業者ということですごく分かりづらくなっているとあるが、結論から言うと、これは確信犯。わざとそのようにした。つまりどういうことかというと、２ページ、（基本理念）に「市民、市、事業者及び各関係機関は」というように、ここは事業者と書いてある。ここは限定をつけないことで企業、あらゆるものが全て対象となるということ。つまりこれまでは事業所という

と、福祉事業者というような規定が生じていた。そうではなく意図的に「事業所というのはさいたま市内にあるものは全てだよ、」という意味を含む。だから逆に相談支援事業所というものには限定をつけた。そうすることによって同じ事業所でも違う。むしろ基本規定にある事業所はさいたま市にあるものは、福祉関係だけでなく、あらゆる事業者には基本理念が適用される。そこの区別をつけるために、敢えて後段のものは限定した。逆にこれをつけないことでさいたま市内の全部を対象とするとしている。これは戦術として意図的にしている。それがわかりづらくなっている。そのような含意があって、細かいものは限定している。これはだまし打ちの手法の１つ。いつの間にか気づいたら、さいたま市内の事業所はこれで規定されていたということになる。これは説明が漏れた。わかりづらかったのは事実。

（宗澤委員長）
○ そういうことです。

3 その他

（宗澤委員長）
○ それでは、以上をもちまして決められた議事は全て終わりとなります。次回の日程について事務局から説明をお願いします。

（事務局）
○ 次回、最後の委員会の日程についてですが１１月１６日火曜日、１９時から障害者総合支援センター２階研修室で行います。また、次回の第１０回条例検討専門委員会では、本日の議論を踏まえ、条例の「最終報告案」について議論をいただきたいと考えております。

（増田委員）
○ １２月７日が施策推進協議会ということで予定を伺っていて、内閣府の総合福祉部会と重なっている。この日程は延期になるという話も伺っているが。

（事務局）
○ 現時点で７日はこちらの開催が難しい。候補は２１日（火）を予定しております。

（宗澤委員長）
○ それは、最終的にいつ頃確定しますか。それぞれの委員のご都合もあると思う。年末ですので。

（事務局）
○ 近日中に。

（宗澤委員長）
○ 敢えてこの場で発言しておくが、答申を無事に何とか実現することができるとしたら、必ず施策推進協議会に市長が来れるようにして下さい。

（事務局）
○ その調整もあり、近日中とさせて下さい。

4 閉会

（宗澤委員長）
○ それでは、以上をもちまして、「第９回条例検討専門委員会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。